

【重要】必ずお読みください

令和4年12月22日

第16回修了考査の実施に伴う 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
修了考査委員会

標記の件について、修了考査委員会では、以下の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、修了考査を実施しますので、以下の点にご留意のうえ、修了考査の実施にご協力のほどお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 考査前

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策を徹底するとともに、各自体調管理を心がけてください。

また、試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は、あらかじめ医療機関を受診し、適切な治療を受けてください。

なお、試験日に次の事項に該当する者は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験はできません。

- ① 新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、治癒していない者（試験日に入院中の場合や自宅や宿泊施設において療養中の場合）
- ② 保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者
- ③ 発熱、咳、咽頭痛等、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害・嗅覚障害、下痢（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測される場合は除く）等の症状がある者
- ④ 考査実施日から遡って過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる場合

※ 上記に該当するなどして受験できなかった場合でも、記述の考査における追考査実施*は予定していません。

* 口述の考査のみ、修了考査委員会において、やむを得ない事由による欠席と判断された場合、救済措置を設けており、予備日（令和5年2月13日（月）・14日（火）（予定））に口述の考査を受験することが可能です。新型コロナウイルス感染症の罹患等を事由として口述の考査を受験できず、

口述の考査の予備日に受験する場合、治癒したことを証する書面又はそれに類する書面等の提出を求めます。これ以外の事由に該当し口述の考査の予備日に受験する場合は、個別に対応を指示しません。

(2) 試験当日

① マスクの着用

ア 感染予防のため、マスクを持参し、考査会場内では常にマスクを正しく着用（鼻と口の両方を確実に覆う）してください。

イ マスクの代替としてフェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは受験することはできません。なお、受付時及び考査時間中の写真照合の際には、マスク等を一時的に外してください。

ウ 使用済みのマスクについては、考査会場内で廃棄せず、必ず自宅等に持ち帰ってください。

② 手指消毒・検温の実施

各考査当日は、試験会場受付時に速乾性アルコール製剤による手指消毒及び非接触型体温計等による検温を実施します。37.5 度以上の発熱がある場合、受験をお断りしますが、感染拡大防止のために必要な措置でありますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、各試験室や受験者控室の出入口付近に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。何らかの事情により、速乾性アルコール製剤等を使用することが難しい場合は、受験者自身でこれに代わるものを準備し、手指消毒を行うようにしてください。

(3) 試験終了後

① 試験室からの一斉退室による混雑を避けるため、係員から退室方法等について指示がありますので、その指示に従って退室してください。

② 帰宅の際は、「三つの密」の回避など新型コロナウイルス感染症に感染しないような行動をするとともに、帰宅後は手洗い等の感染症対策を十分に行ってください。

2. 考査会場内における感染防止対策

(1) 会場内の身体的距離の確保

記述の考査会場及び口述の考査の集合会場（待機室）内の座席は、受験者との距離が十分確保できるよう間隔を空けて配置します。着席時以外においても、他の受験者との身体的距離を保つよう心掛けてください。

口述の考査会場内においても、考査委員と受験者間の間隔を通常より広めに設けま

す。

(2) 会場の換気

考査会場及び口述の考査の集合会場（待機室）は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開放する場合があります。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

(3) 会場内の消毒

机や椅子、その他複数の受験者が触れる場所を定期的に消毒します。

(4) 禁煙等へのご協力

受験者同士等の接触を避ける観点から、考査受付前及び考査終了解散後においても会場内での禁煙にご協力をお願いします（考査受付後から考査時間中（考査終了後の待機時間を含む。）の喫煙は禁止します）。

また、考査実施前後の時間においてもロビー等の共有スペースに密集したり、他の受験者と大声で会話したりしないよう注意してください。

(5) 余裕のある行程

感染防止対策の一環で、会場への入退出に時間を要することが予想されるため、会場への往復には余裕のある行程を確保してください。

(6) 感染症防止対策に関して、本留意事項を守っていただけない場合、当日会場での考査委員及び係員の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、注意してください。

(7) 考査委員及び係員は、感染予防のため、マスク等を着用します。

3. その他

(1) 受験に当たって、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明は必要ありません。また、新型コロナウイルスワクチンを接種していなくても受験することができます。

(2) 試験終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、本会に連絡してください。

(3) 万が一、受験者の内から感染者が出た場合は、本会に登録されたメールアドレス宛てにその旨連絡いたします。また、保健所等の公的機関からの要請により、本会に登録された氏名・電話番号等の情報を必要に応じて提出する場合があります。

本会への登録事項に変更がある場合は、実務修習登録事項変更申請手続きを行ってください。

- (4) 今後、新型コロナウイルス感染症を巡る状況が大きく変化し、修了考査の実施方法や実施日程等に変更が生じた場合には、本会ホームページ（実務修習のご案内→インフォメーション）に掲載してお知らせします。

以 上